

（宛先）生駒市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和8年10月～ 令和9年3月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、生駒市内に居住していることを生駒市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを生駒市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を生駒市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を生駒市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	イコマ ミサキ	認定 子ども との 続柄	母	生年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏 名	生駒 美咲			現住所	生駒市東新町8-38 電話： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
認定通知書に記載の保護者をご記入ください					

2. 認定子ども（認定子どもごとにご請求ください）

認定番号は、認定通知書でご確認ください。

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	フリガナ	イコマ ミライ
請求期間内の住所		氏 名	生駒 未来
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	〇〇〇〇エン	所在地	〒
施設名称	〇〇〇〇園	※生駒市内は 記入不要	電話：
請求期間内の在籍状況		☒ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日	

4. 償還払いの振込先をご記入ください（※1）

金融機関名		預金種目	☒ 普通 ☐ 当座						
のぞみ	銀行・信用金庫	口座番号	3	4	5	6	7	8	9
	生駒 支店		イコマ ミサキ						
農協・信用組合		出張所	口座名義（カタカナ）						

※1 振込先口座は認定保護者（請求者）名義の口座をご指定ください。

初回請求時または振込先口座を変更する場合は、振込先口座の確認書類（通帳・キャッシュカード等の写し）の添付が必要です。

インターネットバンキングの口座情報の印刷物も
振込先口座の確認書類に含まれます。

<裏面もご記入ください>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等にご記載ください。

①	フリガナ 施設・事業名		所在地 ※生駒市内は記入不要	〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名		所在地 ※生駒市内は記入不要	〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名		所在地 ※生駒市内は記入不要	〒 電話：
④	フリガナ 施設・事業名		所在地 ※生駒市内は記入不要	〒 電話：

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※6 (「c+d」と月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) ※5 (日額単価×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
R 8 年 9 月	600 円	1 日	450 円	450 円	円	450 円
R 8 年 10 月	600 円	1 日	490 円	490 円	円	490 円
R 8 年 11 月	4,000 円	10 日	4,900 円	4,000 円	円	4,000 円
R 8 年 12 月	7,300 円	21 日	10,290 円	7,300 円	円	7,300 円
R 9 年 1 月	14,200 円	26 日	12,740 円	12,740 円	円	12,300 円
R 9 年 2 月	8,330 円	17 日	8,330 円	8,330 円	円	8,330 円
R 9 年 3 月	900 円	3 日	1,470 円	900 円	円	900 円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」の添付が必要です。

※5 日額単価について

- ・令和8年9月までの利用分は、日額450円です。
- ・令和9年10月以降の利用分は、日額490円です。

「令和8年9月まで」と「令和8年10月以降」で金額が異なりますのでご注意ください。

※6 月額上限額について

- ・令和8年9月までの利用分は、施設等利用給付 第2号認定の場合は11,300円、第3号認定の場合は16,300円です。
 - ・令和8年10月以降の利用分は、施設等利用給付 第2号認定の場合は12,300円、第3号認定の場合は17,700円です。
- 「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額をご記入ください。

訂正するときは、修正テープを使わず、
二重線を引いて署名か押印をお願いします。
記入漏れがないよう、提出前にご確認ください。

